

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社木内建販(法人番号5430001044171) 代表者寺西武慶	北海道千歳市上長都1039-28	本社営業所 北海道千歳市上長都1039-28	R8.4.27	輸送施設の使用停止(230日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項 他6件	令和7年9月16日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)酒気帯び乗務(安全規則第3条第5項)、(4)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録の改ざん・不実記載(安全規則第10条第1項)、(7)事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第23条)	23	23
2	株式会社全輪機工(法人番号7430001057320) 代表者松本京子	北海道登別市大和町1丁目2番地18	本社営業所 北海道登別市大和町1丁目2番地18	R8.4.27	輸送施設の使用停止(190日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項 他10件	令和7年10月28日及び令和8年1月14日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の5)、(4)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の3)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19
3	株式会社登港商運(法人番号5430001061522) 代表者合田康介	北海道登別市登別港町2丁目13番地4	本社営業所 北海道登別市登別港町2丁目13-4	R8.4.27	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他4件	令和7年10月28日、令和7年12月15日及び令和8年1月15日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項から第3項)、(5)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6

